

第1回那須塩原市上下水道事業審議会（水道事業） 議事資料

1. 那須塩原市水道事業の概要……………	1
2. 那須塩原市水道事業基本計画及び那須塩原市水道事業経営戦略について……	8
3. 改定の趣旨について……………	11
4. 今後の審議会スケジュール……………	14

1. 那須塩原市水道事業の概要

1-1 水道事業の沿革

本市の水道事業は、平成 21 年 4 月 1 日に 3 つの上水道事業及び 7 つの簡易水道事業を統合して誕生しました。令和 2 年 3 月 31 日時点で、給水区域内人口の 98.55%に当たる 114,393 人の方々に上水道を御使用いただいています。近年では、老朽化した配水池の更新や、導水管路中の未利用エネルギーを有効活用した小水力発電による環境負荷低減にも取り組んでいます。

表 1-1 本市水道事業の沿革

年 月	主な出来事	整備施設
昭和 8 年 3 月	黒磯上水道の創設認可	鳥野目浄水場
昭和 32 年 11 月	塩原上水道の創設認可	
昭和 41 年 3 月	西那須野上水道の創設認可	
昭和 41 年 12 月	黒磯上水道の第 1 次拡張竣工	鳥野目浄水場の増設
昭和 42 年 12 月	西那須野上水道の第 1 次拡張竣工	
昭和 46 年 9 月	黒磯上水道の第 2 次拡張竣工	鳥野目浄水場 施設の増設
昭和 50 年 12 月	黒磯上水道の第 3 次拡張竣工	東那須野浄水場（現在 浄水施設廃止） 穴沢浄水場
昭和 53 年 3 月	西那須野上水道の第 2 次拡張竣工	千本松浄水場、低区配水池
昭和 55 年 4 月	県営北那須水道から受水開始	
昭和 60 年 3 月	黒磯上水道の第 4 次拡張竣工	戸田配水池
平成 3 年 3 月	黒磯上水道の第 4 次拡張(1 次変更)竣工	
平成 5 年 3 月	西那須野上水道の第 3 次拡張竣工	
平成 11 年 3 月	黒磯上水道の第 4 次拡張(2 次変更)	鳥野目浄水場中央監視設備更新
平成 14 年 3 月	西那須野上水道第 4 次拡張認可申請	
平成 17 年 1 月	那須塩原市の誕生	
平成 21 年 4 月	水道事業統合 (3 上水事業、7 簡易水道事業) 那須塩原市水道事業経営認可(創設)	
平成 21 年 4 月	未普及地域の解消(湯宮鳴内地区)	鳴内山配水池
平成 22 年 10 月	水道料金統一(改定)	
平成 26 年 2 月	配水池の更新	板室低区配水池
平成 27 年 11 月	環境負荷低減施設の整備	鳥野目浄水場 小水力発電施設
平成 28 年 9 月	那須塩原市水道事業基本計画(水道事業ビジョン)策定	
平成 29 年 3 月	那須塩原市水道事業経営変更認可	
平成 29 年 9 月	那須塩原市水道事業経営戦略策定	

1-2 水道施設の概要

(1) 給水区域

本市の給水区域は、温泉観光地を有する山間部、中心市街地、大規模な工場が立地する工業団地など多岐にわたり、旧上水道事業と旧簡易水道事業の流れを汲み、9地区に分かれています。



給水区域図

(2) 施設諸元

表 1-2 施設の概況 (R2. 3. 31 現在)

水源	表流水、伏流水、地下水、浄水受水、湧水		
施設数	浄水場施設数	5	管路延長 1,441 千 m
	配水池施設数	47	
配水施設能力	60,574 m ³ /日	施設利用率 ¹	72.0%

¹ 施設利用率…一日当たりの配水施設能力に対する一日平均配水量の割合を示したもの。この指標が大きいほど効率的であると判断される指標

1-3 水道料金等の概要

(1) 水道料金

現行の水道料金は表 1-3 に示すとおり、メーターの口径別基本料金と使用水量の区分に応じた従量料金を設定し、それぞれの料金を合算して水道料金としています。

節水意識の向上を図るため基本料金に基本水量を含めないこととし、かつ、従量料金において 20 m³までの分と 20 m³を超える分での単価に差を付け、平成 22 年 10 月 1 日に現行の水道料金体系へ改定しました。

表 1-3 水道料金表 (2 か月当たりの料金 消費税抜き)

メーターの口径	基本料金	使用水量	従量料金 (1 m ³ につき)
13mm	1,730 円	20 m ³ までの分	80 円
20mm	2,500 円	20 m ³ を超える分	166 円
25mm	4,910 円		
30mm	7,030 円		
40mm	11,810 円		
50mm	19,510 円		
75mm	41,570 円		
100mm	71,860 円		
150mm	166,560 円		

(2) 手数料及び加入金

本市水道事業における各種手数料及び加入金は表 1-4 のとおりです。

表 1-4 手数料及び加入金一覧表

(非課税)		(消費税抜き)	
種類	手数料	メーターの口径	加入金
設計審査	1,500 円	13mm	50,000 円
工事検査	1,500 円	20mm	100,000 円
指定給水装置工事 事業者指定	15,000 円	25mm	150,000 円
指定給水装置工事 事業者指定更新	15,000 円	30mm	250,000 円
私設消火栓演習 立会	1,000 円	40mm	450,000 円
開栓、閉栓	1,000 円	50mm	700,000 円
諸証明	300 円	75mm	1,600,000 円
		100mm	水道事業管理者が 別に定める
		150mm	

(3) 栃木県内水道料金一覧表

令和2年4月1日現在の栃木県内自治体の水道料金（家庭用口径13mmメーター・1か月当たり・使用水量別）は表1-5のとおりです。

那須塩原市は県内平均を上回っております。

表1-5 使用水量別水道料金一覧表（消費税込み R2.4.1現在）

【単位：円】			【単位：円】			【単位：円】		
順位	市町村名	10 m ³	順位	市町村名	15 m ³	順位	市町村名	20 m ³
1	茂木町	1,936	1	塩谷町	3,080	1	塩谷町	4,290
2	大田原市	1,870		那珂川町	3,080		那珂川町	4,290
	塩谷町	1,870	3	茂木町	2,926	3	那須烏山市	3,938
	那珂川町	1,870	4	那須烏山市	2,838	4	茂木町	3,916
5	那須町	1,840	5	大田原市	2,805	5	大田原市	3,740
6	那須塩原市	1,831	6	那須町	2,780	6	那須町	3,710
7	那須烏山市	1,738	7	那須塩原市	2,744	7	那須塩原市	3,657
8	高根沢町	1,705	8	高根沢町	2,640	8	高根沢町	3,575
9	上三川町	1,595	9	益子町(※)	2,530	9	益子町(※)	3,465
	益子町(※)	1,595		市貝町(※)	2,530		市貝町(※)	3,465
	市貝町(※)	1,595		芳賀町(※)	2,530		芳賀町(※)	3,465
	芳賀町(※)	1,595	12	真岡市	2,365	12	さくら市	3,200
真岡市	1,540	上三川町		2,365		市町村平均	3,200	
13	矢板市	1,540	14	矢板市	2,360	13	真岡市	3,190
	市町村平均	1,486		市町村平均	2,341		矢板市	3,190
15	小山市	1,474	15	さくら市	2,300	15	上三川町	3,135
16	壬生町	1,463	16	小山市	2,299	16	小山市	3,124
17	さくら市	1,405	17	壬生町	2,255	17	壬生町	3,047
18	鹿沼市	1,265	18	下野市	1,925	18	宇都宮市	2,860
	下野市	1,265	19	宇都宮市	1,919	19	下野市	2,585
20	栃木市	1,182	20	鹿沼市	1,870	20	野木町	2,530
21	野木町	1,100	21	野木町	1,815	21	鹿沼市	2,475
22	佐野市	1,045	22	栃木市	1,760	22	日光市	2,447
23	日光市	990	23	佐野市	1,680	23	栃木市	2,337
24	宇都宮市	979	24	日光市	1,677	24	佐野市	2,310
25	足利市	850	25	足利市	1,460	25	足利市	2,060

(※) 益子町、市貝町及び芳賀町は芳賀中部上水道企業団にて事業運営しています。

○市町村平均＝各団体の水道料金÷団体数（芳賀中部上水道企業団の水道料金は3団体分として計算）

1-4 経営状況

総務省調査「公営企業に係る経営比較分析表」による平成27年度から令和元年度までの主な比率の推移は次に示す(1)～(5)のとおりです。

また、それらの比率から分析した本市水道事業の経営状況について、(6)にて説明いたします。

栃木県 那須塩原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	65.62	97.50	3,657	

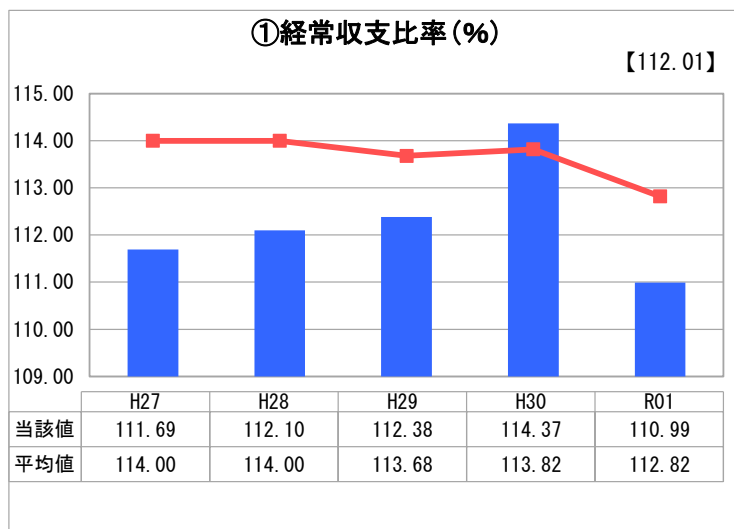
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
117,458	592.74	198.16
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
114,393	254.26	449.91

グラフ凡例

- 本市の数値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

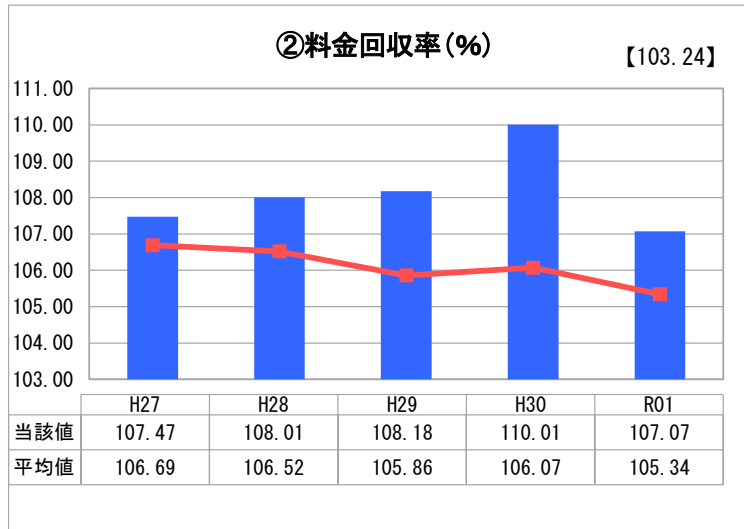
(1) 経常収支比率(%) … 経常収益 / 経常費用 × 100

当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上となっていることが必要です。



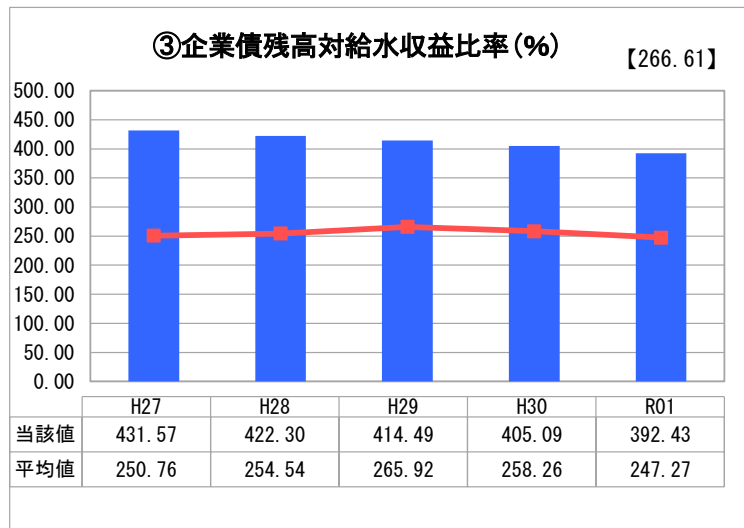
(2) 料金回収率 (%) …供給単価/給水原価×100

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。



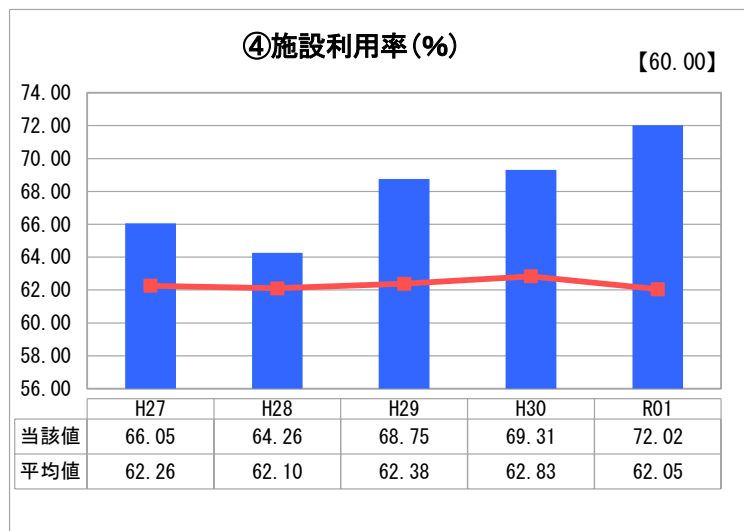
(3) 企業債残高対給水収益比率 (%) …企業債現在高合計/給水収益×100

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。



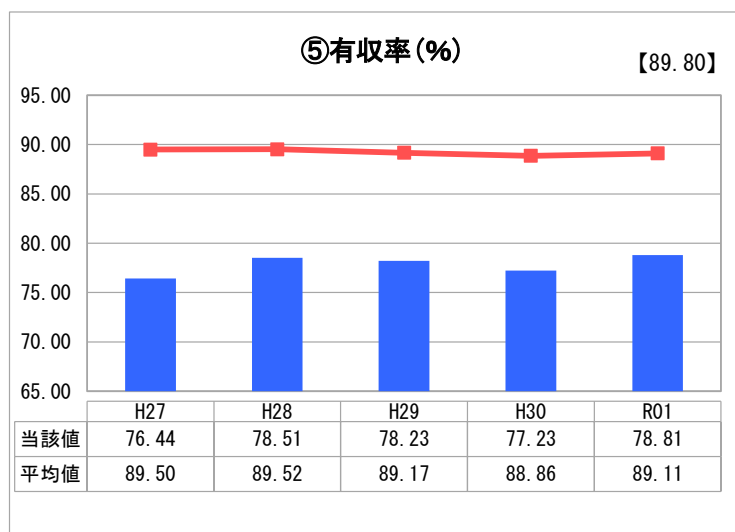
(4) 施設利用率 (%) …一日平均配水量/一日配水能力×100

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。



(5) 有収率 (%) …年間総有収水量／年間総配水量×100

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標であり、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。



(6) 各指標から読み解く本市水道事業の経営の健全性・効率性について

(1) 経常収支比率、(2) 料金回収率とも 100%を上回っており、健全な経営を保てていますが、両値とも年々減少傾向であり、収入の確保と更なる経費削減に努める必要があります。

また、(3) 企業債残高対給水収益比率については、明確な数値基準は設けられていないものの類似団体平均値及び全国平均値を上回っております。理由としては本市の企業債残高が多いことが挙げられるため、今後新たに発行する企業債の額と給水収益の額とのバランスに注視しながら経営を行うことが求められています。

施設の効率性については、(4) 施設利用率が比較的高く、効率的に配水できているにも関わらず、

(5) 有収率に示されているとおり、有収水量が配水量に対し少ない比率で推移しているため収益に結び付いていない状況です。本市内には、類似団体の約 1.8 倍の延長を有する管路が張り巡らされており、その維持管理が困難な点が原因の一つとして挙げられます。引き続き、計画的な漏水調査や修繕等を行い、更なる原因究明と対策に取り組む必要があります。

2. 那須塩原市水道事業基本計画及び那須塩原市水道事業経営戦略について

2-1 那須塩原市水道事業基本計画について

正式名称：那須塩原市水道事業基本計画（那須塩原市水道事業ビジョン）

策定時期：平成 28 年 9 月

計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度（10 年間）

構成：1. ビジョン策定の趣旨・位置付け
2. 水道事業の概要（水需要の推計含む）
3. 水道事業の現状と課題（“現状”は概ね H26 時点での数値）
4. 水道事業の将来像（基本目標と実現方策）
5. 実現方策（計画期間中の事業実施内容）
6. 実施スケジュール・財政見通し・K P I 資料

内容：那須塩原市水道事業の 10 年間の事業計画。

「安全」、「強靱」及び「持続」の 3 つの観点から本市の抱える課題を洗い出し、目指すべき姿として「市民に信頼される水道」をスローガンに、図 2 のとおり 9 つの基本目標を立て、20 の方策を定めたもの。

また、実現方策の達成度を評価するために KPI（重要業績評価指標）を設定し、毎年試算・検証を行うとともに、事業の進捗状況や水道事業を取り巻く環境の変化に応じてフォローアップを行い、適宜見直しを図るものとしている。

関連計画：新水道ビジョン（厚生労働省、平成 25 年 3 月公表）

第 2 次那須塩原市総合計画【H29～R8】（那須塩原市、平成 29 年 3 月公表）

※令和 3 年度に期間延長予定あり（【H29～R8】→【H29～R9】）

那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略【H27～R3】

（那須塩原市、平成 27 年 3 月公表、平成 29 年 3 月及び令和 2 年 3 月時点修正）

図 1 本市水道事業のあるべき姿

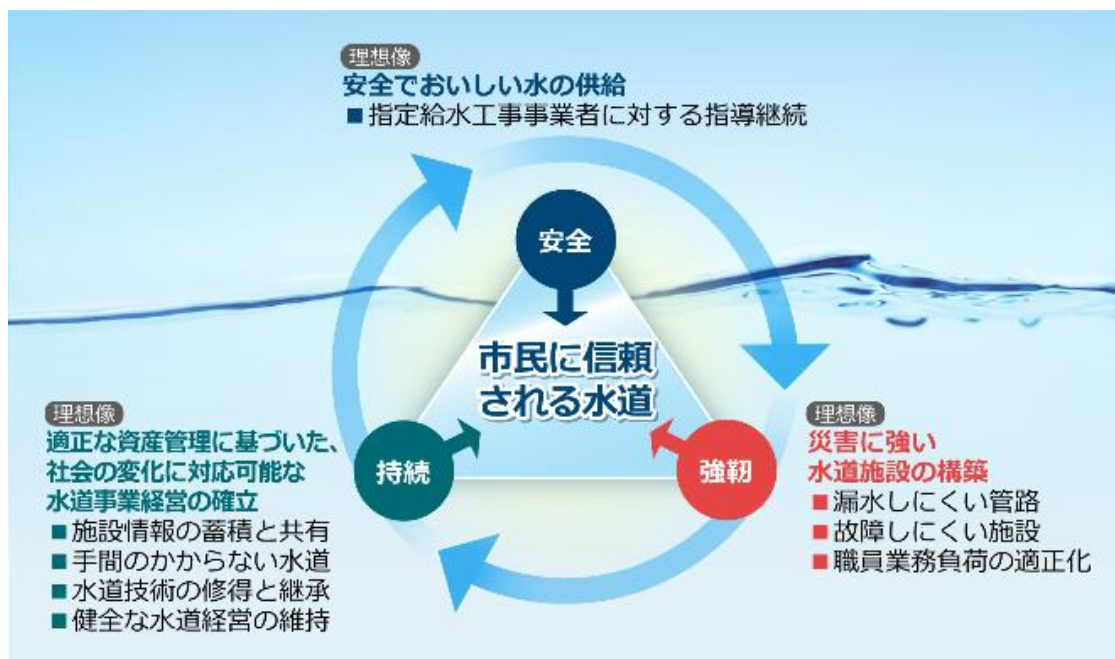


図2 施策体系

理想像	課題	基本目標	実現方策
安全 安全でおいしい水の供給	<ul style="list-style-type: none"> 適切な浄水処理 銅製給水管の更新 	1. 安全な水質の維持	(1) 原水水質に適した浄水処理 (2) 水安全計画の策定
		2. 給水装置に対する安全性の確保	(1) 指定給水工事事業者に対する指導の継続実施 (2) 銅製給水管の更新
強靱 災害に強い水道施設の構築	<ul style="list-style-type: none"> 応急給水・復旧体制の強化 侵入防止対策の強化 県営水道の積極的活用 水道施設の耐震化 管路の計画的更新 	3. 緊急時に備えた危機管理体制の再構築	(1) 応急給水・復旧体制の強化 (2) 外部からの水道施設への侵入防止対策強化 (3) 災害時の協力体制の強化 (4) 水源汚染・事故リスクの分散
		4. 水道施設の耐震性の確保	(1) 基幹施設の耐震化 (2) 管路の計画的更新
持続 適正な資産管理に基づいた、社会の変化に対応可能な水道事業経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な広報活動 有収率低下要因の解明 業務の効率化 技術の継承 経営の安定化 	5. 水道施設資産の適正管理	(1) アセットマネジメントの実施 (2) 情報の電子化と共有化
		6. 施設規模の適正化	(1) 将来の水需要の動向を踏まえた適正な施設規模への再編成
		7. お客様サービスの向上	(1) 積極的な広報活動
		8. 効率的な事業運営	(1) 有収率の向上 (2) 水道事業の継続性の確保 (3) 官民連携の推進
		9. 健全な経営	(4) 技術の継承 (5) 広域化への取組 (1) 中長期的な財政見通し

2-2 那須塩原市水道事業経営戦略について

正式名称：那須塩原市水道事業経営戦略

策定期間：平成29年9月

計画期間：平成29年度～令和8年度（10年間）

- 構成：1. 経営戦略策定の位置付け
2. 計画期間
3. 水道事業の概要・現状（経営分析表含む）
4. 将来の事業環境（給水人口・水需要の予測、施設・料金収入・組織の見通し）
5. 経営の基本方針
6. 投資・財政計画
7. 事後検証、更新等に関する事項

内容：那須塩原市水道事業の10年間の投資・財政計画。

将来の事業環境として、給水人口は△2.2%減少、一日平均給水量は△11.2%減少、料金収入は△6.2%減少（すべてH27とR8の比較）すると予測したが、その中で水道事業ビジョンに掲げた水道施設の耐震化・施設規模の適正化事業等を実施する必要があることから、企業債及び国庫補助金の有効活用、民間委託等による経費節減への取組により収支の均衡を保った計画となっている（表2参照）。また、おおむね2年ごとに経営戦略の妥当性の検証を行い、投資・財政計画の見直しを必要とした場合には、随時見直しを図るものとしている。

関連計画：那須塩原市水道事業ビジョン（前記2-1）

※経営戦略とは、平成26年8月に総務省から出された通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の中で、公営企業に策定を求められている経営の基本計画。

表2 投資・財政計画

（単位：百万円）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
収益的収支											
料金収入	2,233	2,221	2,215	2,188	2,178	2,166	2,161	2,144	2,133	2,121	21,760
収入計	2,589	2,576	2,568	2,540	2,524	2,507	2,494	2,474	2,464	2,452	25,188
営業費用	2,161	2,171	2,184	2,192	2,192	2,188	2,194	2,199	2,212	2,210	21,903
支出計	2,346	2,354	2,364	2,373	2,370	2,363	2,367	2,374	2,391	2,390	23,692
当年度純利益	243	222	204	167	154	144	127	100	73	62	1,496
資本的収支											
企業債	548	488	637	466	473	458	628	691	538	444	5,371
収入計(A)	662	607	757	587	596	582	753	815	658	561	6,578
建設改良費	1,219	1,085	1,416	1,036	1,053	1,019	1,396	1,536	1,197	988	11,945
元金償還金	506	516	522	521	532	520	516	510	511	508	5,162
支出計(B)	1,733	1,609	1,947	1,566	1,594	1,548	1,920	2,055	1,716	1,505	17,193
不足額(B)-(A)	1,071	1,002	1,190	979	998	966	1,167	1,240	1,058	944	10,615
補填財源	損益勘定留保資金	713	725	738	750	755	756	767	778	790	7,560
	利益剰余金処分別	269	180	325	136	149	119	275	324	161	2,006
	その他	89	97	127	93	94	91	125	138	107	1,049
企業債残高	9,614	9,587	9,702	9,646	9,587	9,525	9,637	9,818	9,845	9,781	—

※H29.9 経営戦略策定時の数値

※補填財源中の「その他」は消費税及び地方消費税調整額

3. 改定の趣旨について

3-1 改定の理由

水道事業ビジョン及び経営戦略とも平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間で計画期間と定めていることから、前期が終了する令和 3 年度に再度計画の見直しを図るものです。

また、計画策定後から現在に至るまで、気候変動やコロナウイルス感染症蔓延など社会情勢は大きく変化し、本市水道事業におきましても、鳥野目浄水場の耐震化事業の見直しや地域ごとの給水需要の変化への対応等、新たな課題が浮き彫りとなってきたことから、引き続き健全な水道事業の運営を行うために、より実現可能な計画への改定を行うものです。

3-2 現状の評価

(1) 水道事業ビジョンにおける重要業績評価指標 (KPI)

令和元年度決算値までの実現方策の達成度は以下のとおりです。

	実現方策	重要業績 評価指標 KPI	設定時	平成	平成	令和	…	目標	達成
			平成 26 年度	29 年度	30 年度	元年度		令和 8 年度	年度
1	銅製給水管の 更新	銅製給水管 残存数	183m	93.5m	74.3m	68.1m	…	0m	令和 2 年
			進捗率	48.9%	59.4%	62.8%	…		
2	災害時の協力 体制の強化	市主催の緊急 時対応訓練	0 回/年	0 回/年	1 回/年	1 回/年	…	1 回/年	平成 29 年
			進捗率	0.0%	100.0%	100.0%	…		
3	外部からの水道 施設への進入 防止対策の 強化	外周フェン スの適正化 率	51%	95%	97%	100%	…	100%	平成 30 年
4	外部からの水道 施設への進入 防止対策の 強化	中央監視装 置の対象施 設	25 施設	25 施設	25 施設	25 施設	…	41 施設	令和 元年
			進捗率	0.0%	0.0%	0.0%	…		
5	基幹施設の耐 震化	浄水施設耐 震率	0.0%		9.3%	9.3%	…	46.5%	令和 8 年
6	基幹施設の耐 震化	配水池耐震 施設率	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%	…	39.7%	令和 8 年
7	基幹施設の耐 震化	基幹管路耐 震適合率	21.7%	27.2%	29.1%	30.2%	…	33.7%	令和 8 年
			進捗率	45.8%	86.4%	89.6%	…		
8	技術の継承	庁内の研修 会実施回数	3 回/年	6 回/年	7 回/年	5 回/年	…	5 回/年	平成 29 年
			進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	…		

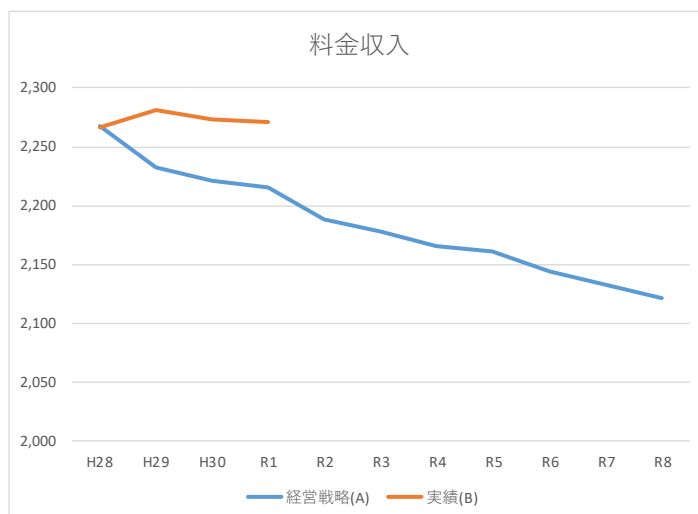
(2) 経営戦略における進捗管理

「1-4 経営状況」に示したとおり、令和元年度決算までは概ね良好な経営成績を保っていると言えます。

特に料金収入については下表のとおり、経営戦略上の見込みを超える収入が得られており、僅かに減少はしてきているものの、その下がり幅は緩やかとなっております。

料金収入（百万円）

年度	H28	H29	H30	R1
経営戦略(A)	2,268	2,233	2,221	2,215
実績(B)	2,267	2,281	2,273	2,271
(B)-(A)	▲ 1	48	52	56
(B)/(A)(%)	99.96	102.15	102.34	102.53

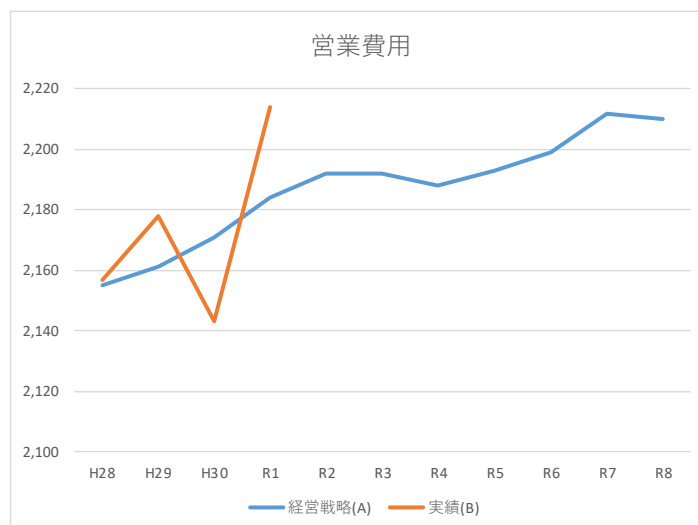


また、営業費用については下表のとおり、令和元年度決算において計画値を大幅に超えています。

これは、鳥野目浄水場小水力発電設備修繕等の各種設備メンテナンスに係る修繕費の増、元号改正・消費税税率改正に伴う委託料の増が影響したものです。今後も施設の老朽化により修繕費は増えることが見込まれます。

営業費用（百万円）

年度	H28	H29	H30	R1
経営戦略(A)	2,155	2,161	2,171	2,184
実績(B)	2,157	2,178	2,143	2,214
(B)-(A)	2	17	▲ 28	30
(B)/(A)(%)	100.09	100.79	98.71	101.37

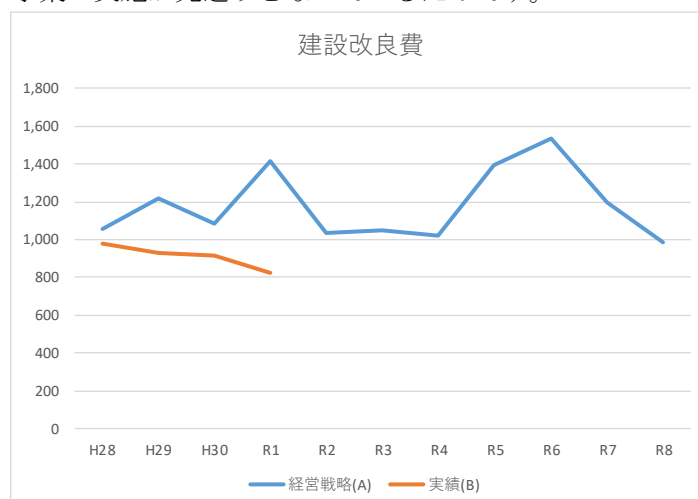


一方、建設改良費については下表のとおり、計画値を下回って推移しております。

これは、水道施設の耐震化事業の見直しにより事業の実施が先送りとなっているためです。

建設改良費（百万円）

年度	H28	H29	H30	R1
経営戦略(A)	1,060	1,219	1,085	1,417
実績(B)	977	933	916	822
(B)-(A)	▲ 83	▲ 286	▲ 169	▲ 595
(B)/(A)(%)	92.17	76.54	84.42	58.01



3-3 今後の課題

本市が保有する水道施設には、昭和 9 年に竣工した鳥野目浄水場を始めとして、昭和初期から中期にかけて建設し、耐用年数を超過しつつ現在も稼働している状態のものがあり、今後そういった既存施設の更新需要が増大していくと見込まれます。

一方、給水人口及び水需要の減少傾向は本市においても避けられず、結果的に給水収益の減少が見込まれることから、限られた資金で必要最低限の施設の維持管理を行っていくことが求められています。

以上のことから、中長期的な財政見通しに基づく施設更新の実施や有収率の向上、技術の継承等現在の水道事業ビジョンに掲げた課題について引き続き検討するとともに、人口の区域分布の変化、気候変動影響による災害リスクへの適応、脱炭素に向けた対策等、将来を見据えた対策の検討もしていく必要があります。

また、「3-2 現状の評価」で示したとおり、水道事業ビジョンに掲げている実現方策中、浄水施設及び配水施設の耐震化事業に遅れが生じてきています。

これは、主に鳥野目浄水場の耐震化事業において、水道事業ビジョン策定時には施設の補強（耐震性が低い内壁等の厚さを増強するなど、現状の施設の一部を改修するもの）にて計画していましたが、詳細な耐震診断を実施したところ、補強では耐震性は保たれず、施設自体の更新（建て直し）が必要となり、その設計変更に時間を要したためです。

施設自体の更新では、補強と比較し、金額も期間も大幅に増えることから、水道事業ビジョンに掲げた他事業との調整や財源の確保が課題となっております。

そのほか、那須高林産業団地造成及び那須塩原駅周辺地区の給水需要の増加等に伴い、高林第 1 配水池の更新が必要となるなど、市内の地域ごとの給水需要の変化に対応すべく、配水システムの再編成を検討する必要が生じてきております。

こういった事業を今後実施していくためには、より正確な投資・財政計画の策定が必要です。

持続可能な水道事業経営を行う上でも財務の健全性に配慮した企業債の発行や国庫補助金の活用、適正な水道料金等の設定など財源についても検討を進めていくことが求められています。

なお、3-2、3-3 で示した現状の評価と今後の課題については、第 2 回目の審議会にて再度詳細に審議させていただきたいと思っております。

3-4 改定予定内容

- ・各計画における現状の把握による時点修正（令和 2 年度決算値への置き換え）
- ・那須塩原市総合計画の期間延長に伴う水道事業ビジョン及び経営戦略の計画期間延長
（H29～R8 の 10 年間から H29～R9 の 11 年間へ変更）
- ・令和 4 年度から令和 9 年度（6 年間）に実施する事業内容の変更及び必要に応じた施策等の見直し
- ・上記に伴う投資・財政計画（経営戦略）の変更 ほか

4. 今後の審議会スケジュール

今後の審議会の開催スケジュールは以下のとおりです。

なお、第2回目以降については、開催約1か月前を目安に時間及び場所等の詳細を再度ご連絡差し上げます。会議資料については、審議会のおよそ1週間前を目安に送付いたします。

回数	開催日時・場所	審議内容
第1回	令和3年3月11日(木) 14:00～ 那須塩原市役所西那須野庁舎 2F 会議室	<ul style="list-style-type: none">・那須塩原市水道事業の概要・那須塩原市水道事業ビジョンについて・那須塩原市水道事業経営戦略について・改定の趣旨・今後の審議会開催スケジュールについて
第2回	令和3年5月27日(木) 14:00～ 那須塩原市役所西那須野庁舎 2F 会議室	<ul style="list-style-type: none">・ビジョン・経営戦略前期(H29～R3)の評価報告・ビジョン・経営戦略後期(R4～R9)の課題提示・市民アンケート結果報告
第3回	令和3年7月下旬 那須塩原市役所西那須野庁舎 2F 会議室	<ul style="list-style-type: none">・財政収支の見通しについて
第4回	令和3年9月下旬 那須塩原市役所西那須野庁舎 2F 会議室	<ul style="list-style-type: none">・ビジョン・経営戦略改定原案の確認について
第5回	令和3年12月下旬	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメント結果報告・答申

答申を受けた後は、事務局にて調整後、令和4年3月の議会へ上程し議決を得る予定です。

完成後の「水道事業ビジョン(改訂版)」及び「水道事業経営戦略(改訂版)」は、委員の皆様へお送りいたします。また、ホームページにも掲載いたします。